

江戸川区立小学校のいじめの重大事態に係る調査結果報告書(概要版)

令和7年8月1日

1. 本調査について

区立小学校に在籍し、後記5(1)記載の1月発生事案後、欠席の上転校をした児童の保護者から、「同級生からいじめを受け、児童精神科にてPTSDの診断を受けて治療を継続する等、現在も心身の苦痛を感じており、未だいじめが解消しているとはいえない。」との訴えを受けての調査である。

2. 調査目的

不登校発生までの学校対応及び不登校発生後の学校対応を調査することによって、本件児童の苦痛の軽減につなげること、同種事態の再発防止のための方策を見出すことを目的として調査が行われた。

3. 調査組織

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例施行規則6条1項に基づき、令和5年11月当時江戸川区子どもの権利擁護委員であった5名の委員(大学教授1名・公認心理師1名・弁護士3名)により構成された。

4. 調査期間

令和5年11月24日から令和6年11月5日まで

5. 調査結果

(1) いじめ防止対策推進法にいういじめの認定

ある年の10月発生事案2件のうち1件について同法2条1項のいじめに該当し、翌年1月発生事案2件のうち1件について、いじめ該当性が肯定される。

(2) 学校の対応における問題点

- ① 学校のいじめ対策組織が機能せず、本件小学校いじめ防止基本方針の不徹底という継続的状況があったこと。前記いじめ事案が発生した年度中に、本件小学校基本方針が予定した「いじめ対策委員会」が開催された事実は確認できず、少なくとも本件児童に関するいじめ対策委員会が開かれなかったこと。
- ② 年間3回行われるべきアンケート調査が2回のみしか実施されなかったこと。これにより本件児童に関する情報を得る機会を逃したこと。
- ③ 本件児童の欠席を把握した時点で直ちに組織的対応を開始するとともに、保護者と協議すべきだったこと。

- ④ 本件児童がいじめによって不登校の状態に陥っている疑いがあるとの視点を欠き、それ故に行うべき対応を行わなかったこと。本件小学校の教員の誰もが、いじめの疑いを持って対応することはできなかつた、あるいはしなかつたこと。
- ⑤ 校長の本件児童の父親に対する発言により、保護者が衝撃を受けたと思われること。本件児童の欠席の原因に気づいていることが見て取れるにもかかわらず、いじめの調査をすることに思い至っていなかつたこと。

(3) 江戸川区教育委員会の対応における問題点

- ① いじめの有無という観点から、調査をすべきであると学校に指示する必要性があつたこと
- ② 申入れが本件児童の転校後時間が経ってからなされた等の特別の事情があつたとはいえ、いじめの重大事態であるとの申入れがなされた後、調査を諮問するまでに8か月かかつたこと

6. 提言

(1) 関与した教職員に対して

- ① 江戸川区教育委員会が作成した「豊かな心をはぐくむために～いじめ早期発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム～」に今一度目を通すこと
- ② 報告書を参照の上、いじめ防止対策推進法が求める組織的対応を各自が教育現場で実践するために本件を振り返ること

(2) 江戸川区教育委員会に対して

- ① 全校に対して、いじめ対応に関する通知の周知・共有を徹底すること
- ② いじめの疑いの報告が入つた場合、同プログラムを確認するよう学校に指導すること
- ③ いじめ対応について実践的な研修を実施すること
- ④ いじめの重大事態の調査などに関する申入れを真摯に受け止め、適切に検討し対応すること
- ⑤ 各学校において、適切ないじめ対応が行われたか否かを把握できるよう、調査・報告態勢を充実させること